

2月定例教育委員会

新旧対照表

(令和8年2月12日)

承認事項

- 第9号 学校運営協議会委員の任命について (学校教育課)・・・1頁
- 第10号 丹波篠山市おとわの森子育てママフィールドの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて (子育て企画課)・・・2頁

議案

- 第44号 丹波篠山市私立保育所及び私立認定こども園補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について (保育教育課)・・・5頁

学校運営協議会委員 新旧対照表 (一部抜粋)

任期：令和8年3月31日まで

令和7年5月12日

令和7年12月1日現在

No.	学校名	氏名	所属等
132	味間小学校	松田 吉孝	味間地区まち協会 会長
133		石塚 正明	自治会長会 会長
134		金井 拓男	丹南青少協 地区長
135		波多野 恭守	福寿会 会長
136		竹本 正之	民生委員・児童委員 理事
137		阪田 裕子	P T A 会長
138		向井 真基子	P T A 顧問
139		浅田 智広	校長
140		河南 崇	教頭
141		梅垣 佳子	主幹教諭
142		大西 美和	主幹教諭
143		高濱 孝次	主幹教諭

No.	学校名	氏名	所属等
132	味間小学校	松田 吉孝	味間地区まち協会 会長
133		石塚 正明	自治会長会 会長
134		金井 拓男	丹南青少協 地区長
135		波多野 恭守	福寿会 会長
136		田中 一裕	民生委員・児童委員 理事
137		阪田 裕子	P T A 会長
138		向井 真基子	P T A 顧問
139		浅田 智広	校長
140		河南 崇	教頭
141		梅垣 佳子	主幹教諭
142		大西 美和	主幹教諭
143		高濱 孝次	主幹教諭

丹波篠山市おとわの森子育てママフイルドの設置及び管理に関する条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正案
<p>(委任) 第10条 (略)</p>	<p>(指定管理者による管理) 第10条 市長は、子育てママフイルドの設置の目的を効果的に達成するために必要がある<u>と認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。</u> 2 前項の規定により指定管理者が子育てママフイルドを管理する<u>場合の当該指定管理者が行う業務は、第3条各号に掲げる業務とする。</u> 3 指定管理者が子育てママフイルドを管理する場合は、第5条から第7条までの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。 (委任) 第11条 (略)</p>

丹波篠山市おとわの森子育てママフイールドの設置及び管理に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現行	改正案
<p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p>(原状回復)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第9条 (略)</p>	<p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> 使用料を納期限までに納付しないとき。</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(使用料)</u></p> <p>第8条 使用者は、別表に定める使用料（消費税相当額を含む。）を納付しなければならない。</p> <p><u>(使用料の減免)</u></p> <p>第9条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p><u>(使用料の不還付)</u></p> <p>第10条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(原状回復)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第12条 (略)</p>

(指定管理者による管理)

第10条 (略)

2 (略)

3 指定管理者が子育てママフィールドを管理する場合は、第5条から第7条までの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第11条 (略)

(指定管理者による管理)

第13条 (略)

2 (略)

3 指定管理者が子育てママフィールドを管理する場合は、第5条から第7条までの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と、第9条及び第10条中「市長は、特別の理由があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、市長が定める基準に従い」と読み替えるものとする。

(委任)

第14条 (略)

別表 (第8条関係)

区分	9時～12時	13時～17時
コミュニケーションルーム	400円	600円
グループルーム		
スタジオルーム		

丹波篠山市私立保育所及び私立認定こども園補助金交付要綱新旧対照表

現行	改正案
<p>(補助金の種類)</p> <p>第2条 (1)～(7) (略)</p> <p>(補助金の交付額)</p> <p>第3条 (1)～(7) (略)</p>	<p>(補助金の種類)</p> <p>第2条 (1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>保育所等における食の安全・安心推進事業補助金</u></p> <p>(補助金の交付額)</p> <p>第3条 (1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>保育所等における食の安全・安心推進事業補助金</u></p> <p><u>兵庫県福祉部補助金交付要綱別表保育所等における食の安全・安心推進事業対象経費の基準額及び補助率により決定する。</u></p>